ホームレス問題連絡会議

労働省殿

釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

（略称・釜ヶ崎反失業連絡会）

共同代表　山田　実　○

本田哲朗　○

大阪市西成区萩之茶屋3-1-10ふるさとの家気付

『野宿を余儀なくされている労働者の

経済的自立援助に関する要望』提出に当たって

冠省　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

　さて、当会は大阪、釜ヶ崎（あいりん地区）におきまして、日雇労働者や野宿を余儀なくされている労働者の社会的処遇改善をめざし、微力ながら日夜努力を積み重ねているものでありますが、近年、不況の深刻化と地区労働者の高齢化に伴い、野宿生活者は増加の一途をたどり、当会はおろか、大阪市、府も、対応に苦慮する事態となっております。

　去る５月２６日、国と関係自治体による「ホームレス問題連絡会議」において「ホームレス問題に対する当面の対応策」がまとめられましたが、私ども拝読し、愚考いたしまするに、具体性を欠くものであり、未だ当面の対応策として十分足りえないものであるとの結論をえました。

　そこで、無知蒙昧浅学の身をも顧みず、ここに具体的且つ緊急に必要な事項と思慮いたしましたところを書きまとめ持参いたしましたので、関係諸方面にご披露いただき、ご検討の上、実施賜りますようお願い申し上げます。

　また、労働省におかれましては、すでにご認識あるところとは存じますが、「ホームレス問題対応策」の根幹が「雇用対策」であることを、さらに強く認識され、これ以上「ホームレス」が生じないための全国的な雇用対策、そして、「自立支援事業」の中への実効性ある「雇用対策」の組み込みを御考案、実施されますようお願い申し上げます。

　さらに、大阪・あいりん地区（釜ヶ崎）につきましては末尾に記しました事情等勘案され、下記について特段の配慮を持ちまして実施に至りますようご尽力のほどをお願い申し上げます。

草々

記

1. あいりん地区に於ける就労対策事業を国の雇用対策事業として位置づけ、大阪市へ財政的援助をおこなうと共に就労数拡大に尽力されたい。

２．「職業訓練制度」を拡大され、「自立支援事業」対象者が利用可能なものとされたい。

３．「自立支援事業」の中に、「就労前訓練就労事業」を加えられたい。

４．あいりん職安南分庁舎と西成労働福祉センターの敷地交換を実施されたい。

５．「自立支援事業」からの自立を促進するために必要な、新しい就労システム形成を援助されたい。

６．高齢労働者について、日雇労働雇用保険の適用条件を緩和されたい。

７．「自立支援事業」の有効性を保つために、「自立支援事業」対象者で就労可能なもの１００人に対し１名の「職業相談員」を配置されたい。

８．付記

１．「あいりん対策」の概略

　釜ヶ崎（あいりん地区）対策は、１９６１年いわゆる第一次釜ヶ暴動を契機として広くその必要が認識され、就労システムとしての相対方式（特定地区の人夫出し業＝人材派遣業者）の追認と調整機関としての西成労働福祉センターの設置、医療機関としての「今宮診療所」の開設、福祉窓口としての大阪市立愛隣会館の設置など、地区対策の体制が整えられた。

　1970年「愛隣総合センター」が完成し、雇用保険・健康保険の「見なし適用」という制度の弾力運営により、釜ヶ崎日雇労働者も既存の社会保険制度が利用できることとなった。

２．「相対方式」と「高齢者清掃事業」の発足事情と今後の見通し

1. 発足事情と拡大の過程

　昭和３６年大阪府商工労働常任委員会会議録（９月例会）に次のようなやりとりがある。

○酒井　朋三君

　それはひとつ善処願います。大へんな問題ですからね。それから私がさいぜん申し上げました手配師、何々組というのは手配師のことですが、そのいわゆる暴力的な手配師と善良的な手配師とをよく区分けして、善良な手配師、すなわち何々組というふうな身元のわかる、むちやなあら取りをしないものはやはり育てていく方が、こういうときには数をそろえていくのにいいのではないかと思います。その辺も一律一体に考えないようにお願いいたします。

○労働部長（寒川　喜一君）

　今の点ですが、実は何々組という良心的におやりになつておる組もないことはございません。しかしながら、職業安定法自体から言いますと、労務供給事業でございまして、現行法から申し上げますと、アウト・ロードになつておるわけでございます。

　従いまして先般中央に対して実情に即するように法を改正してくれということを要望いたしております。たとえばマネキンあるいは理髪、そういう関係につきましてはですね、有料の職業紹介を認めておりますのに、労務供給業だけが現行法ではそれができないというような事情になつておりますので、その点は中央にもそういうことを申し入れまして、できるだけ、大阪はむつかしくて人が逃げていくというのではご趣旨に沿いかねますので、そういう意味での善処をしてみたいと思います。

　同じ議事録に、次のようなことも述べられている。

○労働部長（寒川　喜一君）　緊急港湾対策として、人の関係と直接関係がある労働省が家の問題も含めて同時に人の問題を解決する対策がよかろうというようなことで、さしあたり先ほども申し上げましたように予備費で家を作ることになつたわけでございます。

　これを機会に西日本から人を入れたり、同時に従来からの、現在もう準備が終わつておりますアパート二棟をも含めまして、先ほど申し上げましたような四百四十人分と合わせますと、ある程度の労働力が確保できるのじやないかというようなことになつておりますので、われわれも関係方面に呼びかけて、特に沿岸漁業が最近は非常に不振でございます。従つて、山陰、長崎県の五島、そういう方面から人を迎えたいと思つております

　ここで明らかにされていることは、「現行法から申し上げますと、アウト・ロードになつておる労務供給事業」の是認とそれを前提とした就労システム「相対方式」の定着推進である。そして、不振産業・地域からの労働力・人の大阪・釜ヶ崎への吸引促進である。また、「労働省が家の問題も含めて同時に人の問題を解決する対策」が選択されたことも明らかにされている。

　大阪万国博準備期、関西国際空港建設工事にあたっても、労働力の移動推進が図られている。また、「ミス・サチコ」問題（労働力需給のミスマッチ三要素、産業間格差、地域間格差、世代間格差を簡便に言い表そうとした言葉。不適切な表現として現在はあまり使われない）の渦中に置かれた個人が、個人的解決を求めて大阪へ、建設産業へと吸引されたことから、就労機会の相対的減少を引き起こすと共に、釜ヶ崎における高齢者問題を急浮上させるに至っている。

　「相対方式」では、求人と求職の世代間ミスマッチは解消できず、1980年代初頭から西成労働福祉センターにおいて、高齢者就労窓口、軽作業求人の開拓など努力が積み重ねられてはきたが、大きな進展はなかった。

　地域団体の要望により１９９４年１１月から、「高齢者清掃事業」が登録輪番制で開始されたのは、「相対方式」では対応できない課題に対応するためであった。

（２）今後の見通し

　大阪府の愛隣総合センターフロアーと大阪市の釜ヶ崎地区内生活道路を就労場所とする高齢者清掃事業は、その収入で生活できることを保障しない「福祉的労働」として位置づけられ発足したものであるが、登録者が２０００人近くの規模となり、地区高齢者の就労意欲が高いこと、また、登録者は野宿を余儀なくされている者がほとんどであり、他の福祉対応が遅々として進まない中、野宿を余儀なくされている高齢労働者にとっては、もたらす収入の多寡によらず雇用対策的色合いを強めている。「福祉的労働」は、一定の生活水準を維持していることを前提として成り立つものであり、現状の高齢者清掃事業は、はぅきりと雇用対策と位置づけ直され、規模並びに適用年齢層の拡大がなされるべきである。

　あいりん職安南分庁舎と西成労働福祉センターとで敷地交換をおこない、西成労働福祉センター寄り場を拡大して紹介体制を拡大整備する他、現在自彊館が片手間におこなっている間接事務についても、専従組織（仕事の受け取りや開拓、人間の差配、事務処理をおこなう）を立ち上げ事業の拡大を図る体制が整えられなければならない。

　国においては、国有山林やの維持管理作業の前述専従組織への発注や、近畿圏内職安にある求人情報のうち前述専従組織で対応できるものを検討して前述専従組織に紹介することによって、地域間格差是正に努める事なども期待される。

以上